

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 株式会社サガミチェーン

【英訳名】 SAGAMI CHAIN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鎌田 敏行

【本店の所在の場所】 名古屋市守山区森孝一丁目1709番地

【電話番号】 052(771)2126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理担当 長屋 昇

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額124,854,320円

ロ 効力発生日

平成25年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の業容拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

鎌田敏行、伊藤修二、長谷川喜昭、伊垣政利、長屋昇及び千住憲夫を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

神田敏行を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

織田義憲を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 故取締役畑和夫氏に対する弔慰金支給の件

平成24年3月27日に逝去されました故取締役畑和夫氏のご遺族に対し、同氏の在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲で弔慰金を贈呈し、その具体的な金額、時期、方法などは取締役会にご一任願うものであります。

第7号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成22年4月15日開催の第40期定時株主総会において「当社株式の大量取得行為への対応方針」（以下「本プラン」という）を株主の皆様のご承認を頂き継続いたしました。本プランの有効期限は本総会の終結の時をもって満了いたしますので、本プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 14,905 | 45 | 0 | (注) 1 | 可決 99.7 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 14,901 | 49 | 0 | (注) 2 | 可決 99.6 |
| 第3号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 鎌田 敏 行 | 14,697 | 251 | 0 | (注) 3 | 可決 98.3 |
| 伊 藤 修 二 | 14,860 | 88 | 0 | | 可決 99.4 |
| 長谷川 喜 昭 | 14,883 | 65 | 0 | | 可決 99.5 |
| 伊 垣 政 利 | 14,860 | 88 | 0 | | 可決 99.4 |
| 長 屋 昇 | 14,857 | 91 | 0 | | 可決 99.3 |
| 千 住 憲 夫 | 14,585 | 363 | 0 | | 可決 97.5 |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 | | | | (注) 3 | |
| 神 田 敏 行 | 14,858 | 90 | 0 | | 可決 99.4 |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任 の件 | | | | (注) 3 | |
| 織 田 義 憲 | 14,232 | 715 | 0 | | 可決 95.2 |
| 第6号議案 故取締役畑和夫氏に 対する弔慰金支給の 件 | 14,511 | 437 | 0 | (注) 1 | 可決 97.0 |
| 第7号議案 当社株式の大量取得 行為に関する対応策 (買収防衛策)継続 の件 | 13,707 | 1,240 | 0 | (注) 1 | 可決 91.7 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。